

地域型保育事業等の卒園後の進級先確保について

1 概要

地域型保育事業等について、国基準（厚生労働省令及び内閣府令）の改正に伴い、令和2年7月に文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第25号）及び文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第26号）の改正を行ったことにより、令和7年3月31日までに地域型保育事業卒園後の受け皿を確保するか、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じなければならないこととされている。

そのため、令和4年度中に実施する令和5年度以降の4月入園選考に当たり、以下の通り措置を講じるものとする。

2 措置の内容

地域型保育事業等を卒園する者が、4月（1次）選考で希望園のいずれにも内定とならなかった場合、優先順位の高い者から順に定員に空きがある園を案内し、希望園変更を受け付けることにより、進級先を確保する。

3 実施時期

2022（令和4）年度保育所等利用のご案内（令和3年11月発行予定）により周知を開始し、令和5年4月選考から本件を適用する。

4 対象施設

- (1) 小規模保育事業A型 15施設
- (2) 家庭的保育事業 5事業者
- (3) 事業所内保育所 2施設

5 その他

国の基準上、措置が必須となっていないものの、進級先のない認可保育所についても、2と同様の措置を実施するものとする。

進級先のない認可保育所

- (1) 区立認可保育所 2施設
- (2) 私立認可保育所 7施設